

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

Vol.4 10月から国民一人ひとりに

マイナンバー(個人番号)を、通知します

☎市民課(☎826-1111 内線2286)、行政経営課(☎内線2496)



住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)を通知します。
住民票の住所へ簡易書留(世帯主宛)で、マイナンバーの通知カードを送ります。転送サービスをご利用の場合であっても転送はされませんので、住民票の住所と異なるところにお住いの方は、ご注意ください。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

※番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



何が送られてくるの？

次の書類を送付します。

- ①通知カード(世帯人数分) + 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(世帯人数分)
- ②説明用パンフレット(1部)
- ③個人番号カード申請書の返信用封筒(1部)



通知カードが届いたら？

申請により個人番号カードを交付します！

希望者には、申請により個人番号カードを無料で交付します。個人番号カードは身分証明書などとして利用できます。(通知カードは身分証明書などの本人確認書類として利用できません)

個人番号カードの申請は、通知カードを受けとってから行うことができ、交付は平成28年1月から開始します。



交付は無料！

個人番号カードの申請方法は、2通り！

① 交付時来庁方式による申請方法 (受け取りの時に本人確認)

- ①通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼りつけ、返信用封筒に入れてポストへ投函。
- ②平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が出来次第、市から申請者へ交付通知書を送付。交付通知書、運転免許証などの本人確認書類、通知カードなど必要書類を持参して、本庁舎市民課窓口でカードを受け取る。

※各支所・出張所では、受け取りができません。

※スマートフォンなどを利用したWEB申請もできます。申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセスしてください。

② 申請時来庁方式による申請方法 (申請の時に本人確認)

- ①通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼りつける。
 - ②①の交付申請書、運転免許証などの本人確認書類(顔写真付き公的身分証明書に限る)、通知カードなど必要書類を持参して、本庁舎市民課窓口または各支所・出張所で申請する。
 - ③平成28年1月以降、個人番号カードが出来次第、市から申請者へ本人限定郵便で個人番号カードを送付。
- ※顔写真付き公的身分証明書をお持ちでない方は、「申請時来庁方式」による申請はできません。①「交付時来庁方式」で申請してください。

●いずれの方法でも、原則申請者本人が一度市の窓口にお越しいただく必要があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

